

3 荒防建第1474号
令和3年11月19日

各指定確認検査機関の長 殿

特定行政庁

荒川区長

西川 太一郎



荒川区建築基準法施行細則第4条の2第2項の規定による報告の
提出時期について（通知）

平素より、荒川区の建築行政の推進について、御理解と御協力を賜りお礼申
し上げます。

さて、用途地域による敷地面積の最低限度が都市計画決定された日以降に、
当区管内で、指定確認検査機関が建築確認処分した建築基準法（以下「法」と
いう。）第53条の2第3項が適用となる建築物について、荒川区建築基準法施
行細則第4条の2第2項の規定により、報告を求めることになりました。

については、当該報告書の提出時期を法第6条の2第5項の規定による確認審
査報告書の提出時に併せて送付してください。

問い合わせ先

荒川区 防災都市づくり部

建築指導課 審査係

電話 03-3802-3111（内線 2843）